

総社公民館利用についてのお知らせ

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが「二類感染症相当」から「五類感染症」に引き下げられたことに伴い、「総社公民館利用ガイドライン」を廃止いたしました。

なお、利用者の皆さんが日常における自主的な感染対策を行えるよう、消毒のための備品を当面の間設置いたしますので、ご自由にお使いください。